

平成20年度の介護保険料が確定しました

平成20年度の市県民税と平成19年分の所得が確定したことにより、平成20年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。

●保険料の決め方

保険料の額は、本人の所得と甲賀市全体のサービスの利用状況や水準に応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 3,300円 (年額 39,600円)

負担能力に応じた負担という観点から基準額に一定の率を乗じた次の表のような「所得段階別保険料」の設定になります。また、平成18・19年度に引き続き平成20年度も激変緩和措置が講じられます。

激変緩和措置の率は平成19年度と同率となります。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	39,600円×0.30=11,880円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	39,600円×0.50=19,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない場合	39,600円×0.70=27,720円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	39,600円×1.00=39,600円
	激変緩和措置 第4段階のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×0.83=32,868円
	第4段階のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×0.83=32,868円
第5段階	第4段階のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×0.91=36,036円
	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の場合	39,600円×1.25=49,500円
	激変緩和措置 第5段階のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.00=39,600円
	第5段階のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.00=39,600円
第5段階	第5段階のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.08=42,768円
	第5段階のうち、税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者	39,600円×1.16=45,936円
第6段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の場合	39,600円×1.50=59,400円
第7段階	本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	39,600円×2.00=79,200円

●保険料の納め方

特別徴収	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の人は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収とならない人は、納付書で納めます。（口座振替もできます。）また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

●口座振替 普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・郵便局・市民窓口センター・各支所に備え付けています。記入・押印のうえ金融機関・郵便局に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。廃止届の提出がない口座は、有効（登録）状態となっています。

●介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

問い合わせ
保健介護課
介護保険担当
☎65-0698
FAX63-4085